

質問など	回答・考え方		関連資料
立地企業は、申込順に決まるのでしょうか？	立地企業の決定は、「山形市企業立地審査会」において総合的に評価して審査の上、決定します。審査に当たっては申込者が提出した申込書類の内容をもとに定量的・定性的に比較評価します。審査のポイントは分譲要領5頁「5 買受人の決定」をご覧ください。		分譲要領5頁 「5 買受人の決定」
市内移転を考えています。その場合は、助成金の対象になるのでしょうか？	助成対象となる可能性があります。また、操業内容や増設・移転など事業形態により助成内容が変わります。対象となる助成内容は下表【「山形北インター産業団地の助成制度一覧」における市内移転等を対象とした助成内容】黄色網掛け部分です。詳しくは、「問合せ窓口（電話 023-641-1212 内線 417）」にご連絡ください。		助成制度一覧
定款は原本の写しの提出でよいのでしょうか？	定款は原本の写しを提出してください。なお、原本の写しであることを証するため、「原本と相違なし」と記載の上、代表者印の押印が必要です。		分譲要領4項 「4 申込手続き(1)ウ③」
国税は、全支社の納税証明書が必要でしょうか？	国税は、本社が所在する税務署が発行するもののみご提出ください。		分譲要領4項 「4 申込手続き(1)ウ⑥」
地方税は、全支社の納税証明書が必要でしょうか？	山形市内に事業所がない	本社が所在する都道府県及び市区町村が発行するものをご提出ください。	分譲要領4項 「4 申込手続き(1)ウ⑥」
	山形市内に事業所がある	山形県及び山形市が発行するものをご提出ください。（※本社のもは不要です。）	
賃借型により申請する場合の書類作成者は誰ですか？	賃借型により申請する場合、借受事業者・立地支援事業者それぞれの書類作成役割分担は下表の通りです。なお、申込手続きの主体は、用地購入者である立地支援事業者となります。		分譲要領4項 「4 申込手続き(1)」
賃借型で商業用地を申込みの場合は、承諾書(様式3)が必要でしょうか？	賃借型により商業用地(区画 No.13)の申込みをする方は、「産業用地取得申込に関する承諾書(様式3)」も提出してください。この場合、“産業用地”を“商業用地”と読替えるものとします。なお、本書類は、借受事業者が作成する書類です。		分譲要領4項 「4 申込手続き(1)イ」

借受事業者と立地支援業者の書類作成分担表

書類名	様式	産業用地		商業用地	
		借受事業者	立地支援事業者	借受事業者	立地支援事業者
産業用地分譲申込書	様式1		○		
事業計画書	様式2	○			
配置計画図(縮尺1/1000以上)	任意	○			
商用地分譲申込書	様式1-2				○
企画提案書	様式2-2			○	
建物・駐車場配置計画図(縮尺1/300以上)	任意			○	
産業用地取得申込に関する承諾書	様式3	○		○	
誓約書	様式4	○	○	○	○
役員等名簿	様式5	○	○	○	○
定款	任意	○	○	○	○
法人登記事項証明書及び印鑑証明書(申込日より6ヶ月以内のもの)	各機関指定	○	○	○	○
直近3期分の決算関係書類	任意	○	○	○	○
直近1年間の納税証明書(国税及び地方税)	各機関指定	○	○	○	○
会社概要	任意	○	○	○	○

「山形北インター産業団地の助成制度一覧」における市内移転等を対象とした助成内容

取得区分	産業区分	地域	事業区分	建物・機械設備取得助成金		用地取得助成金		固定償却資産取得助成金	雇用促進助成金	
				取得費用	取得費用	取得費用	取得費用	土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額	操業開始時までに新規雇用され、1年以上継続雇用された人員	
取得型	● 以下の産業に属する製造業 -半導体関連産業 -DX・GX関連産業 -自動車関連産業 -航空機関連産業 -ロボット関連産業	市外	新設	-	-	-	-	-	-	
										土地・建物・機械設備取得費の20% 限度額 3億円
	● 環境・エネルギー関連産業 -医療・福祉・健康関連産業 -食品・農業関連産業	市内	増設	-	-	-	-	-	-	
										土地・建物・機械設備取得費の10% 限度額 1億5千万円
	● 上記以外の製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自動車整備業、機械修理業、建設業	市外	新設	-	-	-	-	-	-	-
	● 上記以外の製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自動車整備業、機械修理業、建設業	市内	増設	-	-	-	-	-	-	-
● 以下の産業に属する製造業 -半導体関連産業 -DX・GX関連産業 -自動車関連産業 -航空機関連産業 -ロボット関連産業	市内	移転 既存用地の産業系利用有	-	-	-	-	-	-	-	
										用地取得費の5% 限度額 5千万円
● 環境・エネルギー関連産業 -医療・福祉・健康関連産業 -食品・農業関連産業	市内	移転 既存用地の産業系利用無し	-	-	-	-	-	-	-	
										-
● 上記以外の製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自動車整備業、機械修理業、建設業	市内	移転 既存用地の産業系利用有	-	-	-	-	-	-	-	
										-
● 上記以外の製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自動車整備業、機械修理業、建設業	市外 市内	移転 既存用地の産業系利用無し	-	-	-	-	-	-	-	
										-
賃借型	-	市外 市内	新設 増設 ※移転は対象外	-	-	-	-	借受事業者に対し土地、建物賃借料の50%を3年間 (限度額500万円/年)	30万円/人 ※初年度に限る	

要件

- 土地取得後3年以内の操業開始
- 建物及び償却資産の取得経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)が1億円以上 ※ただし賃借型を除く
- 新規地元常用雇用者3人以上 ※賃借型の場合、借受事業者の新規地元常用雇用者3人以上
- 商用区画(No.13区画)は助成対象外